

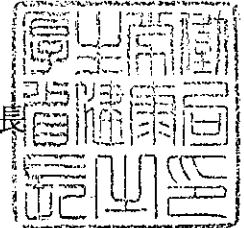
70



健発0331第17号  
平成23年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行について（施行通知）

予防接種法施行令及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第78号）が本日公布され、平成23年4月1日から施行されることとなったところである。

そのうち、予防接種法施行令に関する改正の内容は下記のとおりであるので、十分了知の上、貴管内市区町村に対する周知方お願いする。

記

- 1 予防接種法施行令第11条、第12条、第13条、第17条、第21条、第24条及び第26条に規定する給付の額

	改正前の額	改正後の額
(1) 一類疾病		
ア 医療手当		
月3日以上の通院	35,800円	35,700円
月3日未満の通院	33,800円	33,700円
月8日以上の入院	35,800円	35,700円
月8日未満の入院	33,800円	33,700円
同一月の入通院	35,800円	35,700円
イ 障害児養育年金		
1級（年額）	1,531,200円	1,524,000円



2級（年額）	1,225,200 円	1,220,400 円
ウ 障害年金		
1級（年額）	4,897,200 円	4,876,800 円
2級（年額）	3,915,600 円	3,901,200 円
3級（年額）	2,937,600 円	2,926,800 円
エ 死亡一時金	42,800,000 円	42,700,000 円
(2) 二類疾病		
ア 障害年金		
1級（年額）	2,720,400 円	2,709,600 円
2級（年額）	2,175,600 円	2,167,200 円
イ 遺族年金	2,378,400 円	2,370,000 円
ウ 遺族一時金	7,135,200 円	7,110,000 円
(3) 介護加算		
1級（年額）	837,700 円	836,200 円
2級（年額）	558,500 円	557,400 円

2 本改正による給付の額の引き下げは、平成23年4月以降の月分から適用されるものであること。